全　員　協　議　会

日　時　　平成２６年１０月１４日（火）　　午前１１時５５分～
場　所　　全員協議会室

１　開議

２　行政報告
　〇亀岡市新型インフルエンザ等対策行動計画について（健康福祉部）

３　その他

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

資料 1

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1．体制整備等

(1)行動計画の作成等の体制整備
　① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
　② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
(2)権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること
(3)発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
(4)発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
　※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
(5)海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2．「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
④ 緊急物資の運送の要請・指示
⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
⑥ 埋葬・火葬の特例
⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
⑧ 行政上の申請期限の延長等
⑨ 政府関係金融機関等による融資　　等

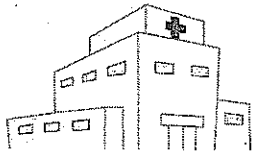

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

資料 2

○各分野における対策の具体的な内容・実施方法等を明記。
○本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

1. サーベイランスに関するガイドライン（新規）
：平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元に活用。

2. 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン
：国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

3. 水際対策に関するガイドライン
：国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。

4. まん延防止に関するガイドライン
：流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

5. 予防接種に関するガイドライン（新規）
：ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

6. 医療体制に関するガイドライン
：医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン
：抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン
：事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン
：個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン
：死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

参考 「新型インフルエンザ等の基礎知識」

資料 3

亀岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要）

1　計画策定の背景

新型インフルエンザ等が発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

このことから、国において「国家における危機管理」として対応するため、平成２５年４月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が、同年６月には「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が策定され、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関においても実施体制等を整備し、その対策を行うことが必要となる。

亀岡市においては、これまでからも「対策計画」を定め、世界的流行に備えてきたが、今回の特別措置法の施行を受け、対策の充実や強化を図るため、新たに亀岡市危機管理計画に位置づけた「亀岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。

2　対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

本市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

◆　感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

◆　感染症法第６条第９項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

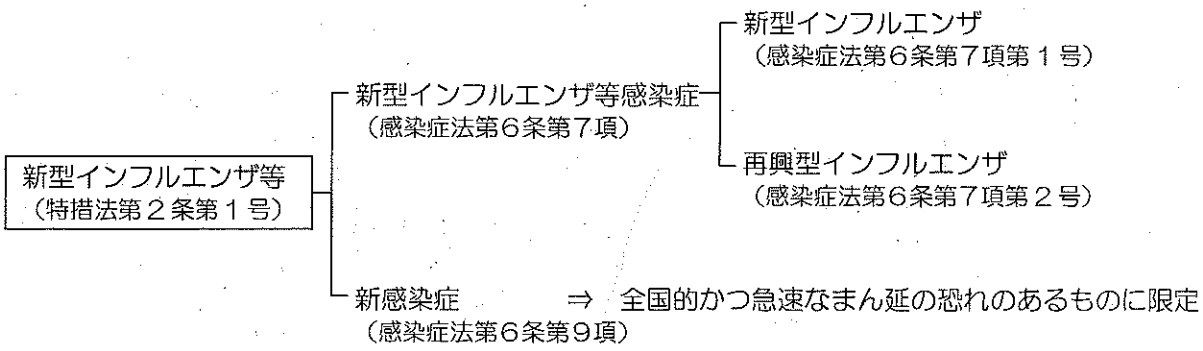

3　対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このことから、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を主たる目的として、国、府、関係機関と連携して対策を講じていく。

（１）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

◆　基本的な戦略

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（２）市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

◆　基本的な戦略

- 地域での感染対策等により、事業所等における欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

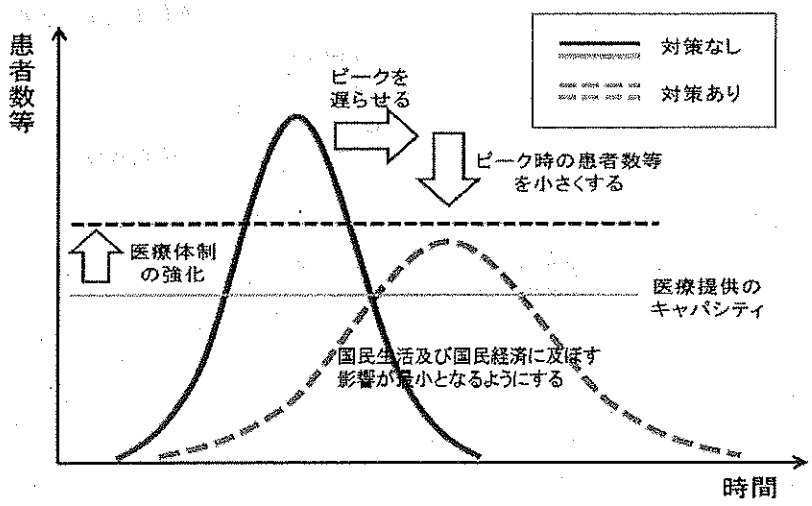

4　亀岡市行動計画の主要６項目

亀岡市の行動計画では、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、その具体的な対策を次の主要６項目とし、発生段階に応じて実施する。

【主要項目】

項　　目	主な内容
（１）実施体制	○国、府、近隣市町及び事業者と相互に連携を図り取組みを行う。 ○発生前においては総務担当課長会議を通じて庁内各部局間の情報共有を図り、発生時には対策会議または対策本部を設置し、発生段階に応じた対策を推進する。
（２）情報収集・提供	○国、府、医療機関等との連携のもと情報収集に努める。 ○市民への感染予防等に関する情報提供を行う。 ○感染予防をはじめ市民からの各種問い合せに対応する相談窓口を設置する。
（３）まん延防止に関する措置	○感染予防を目的とした基本的な対策等の周知を行う。 ○施設の使用制限や学校等の休業などの措置を行う。
（４）予防接種	○国及び府の協力を得ながら、病原性等の特性を踏まえ、医療機関等との連携のもと接種体制を整え、円滑な集団接種を実施する。
（５）市民生活及び地域経済の安定に関する措置	○要配慮者への生活支援や医薬品等の備蓄、火葬業務の体制整備などを実施する。
（６）医　療	○府の要請に基づき、発生状況に応じた医療体制に協力する。 ○医療従事機関からなる医療対策連絡会議を通じて情報共有及び連携体制を整える。

5 資　料

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※　WHOがフェーズ４を宣言

政府対策本部の設置

○基本的対処方針の作成

○特定接種（登録事業者（医療関係者、社会機能維持事業者）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施

○海外発生時の水際対策の的確な実施

○現地対策本部の設置（必要に応じて）

都道府県対策本部の設置

○特定接種の実施への協力

○医師等への医療従事の要請・指示等

＜市町村＞

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない。

○特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（国）

＜国＞

○まん延の防止に関する措置

・住民に対する予防接種の実施指示

○国民生活及び国民経済の安定に関する措置

・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示

・特定物資の売渡しの要請・収用

＜都道府県＞

○まん延の防止に関する措置

・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示

○予防接種の実施への協力

○医療等の提供体制の確保に関する措置

・病院や、医薬品販売業者等である指定（地方）公共機関における診療、薬品等の販売・臨時の医療施設の開設、土地等の使用

○国民生活及び国民経済の安定に関する措置

・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示

・特定物資の売渡しの要請・収用

○緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

○予防接種の実施

・住民に対する予防接種

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

【発生段階とその状態】

<table>
<tr><th>発生段階</th><th colspan="3">状　　態</th></tr>
<tr><td>未 発 生 期</td><td colspan="3">新型インフルエンザ等が発生していない状態</td></tr>
<tr><td>海 外 発 生 期</td><td colspan="3">海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国内発生早期</td><td rowspan="3">国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</td><td rowspan="3">（府の判断）</td><td>（府内未発生期）
府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</td></tr>
<tr><td>（府内発生早期）
府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</td></tr>
<tr><td>国 内 感 染 期</td><td>（府内感染期）
府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
感染拡大～まん延～患者の減少</td></tr>
<tr><td>国 内 感 染 期</td><td colspan="2">国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態</td><td></td></tr>
<tr><td>小　康　期</td><td colspan="3">新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</td></tr>
</table>

【WHOのフェーズ】

フェーズ	内　　容
1	ヒト感染のリスクは低い
2	ヒト感染のリスクはより高い
3	ヒト - ヒト感染はないか、または極めて限定されている
4	ヒト - ヒト感染が増加していることの証拠がある
5	かなりの数のヒト - ヒト感染があることの証拠がある
6	効率よく持続したヒト - ヒト感染が確立

【発生段階別の国・府・亀岡市の体制】

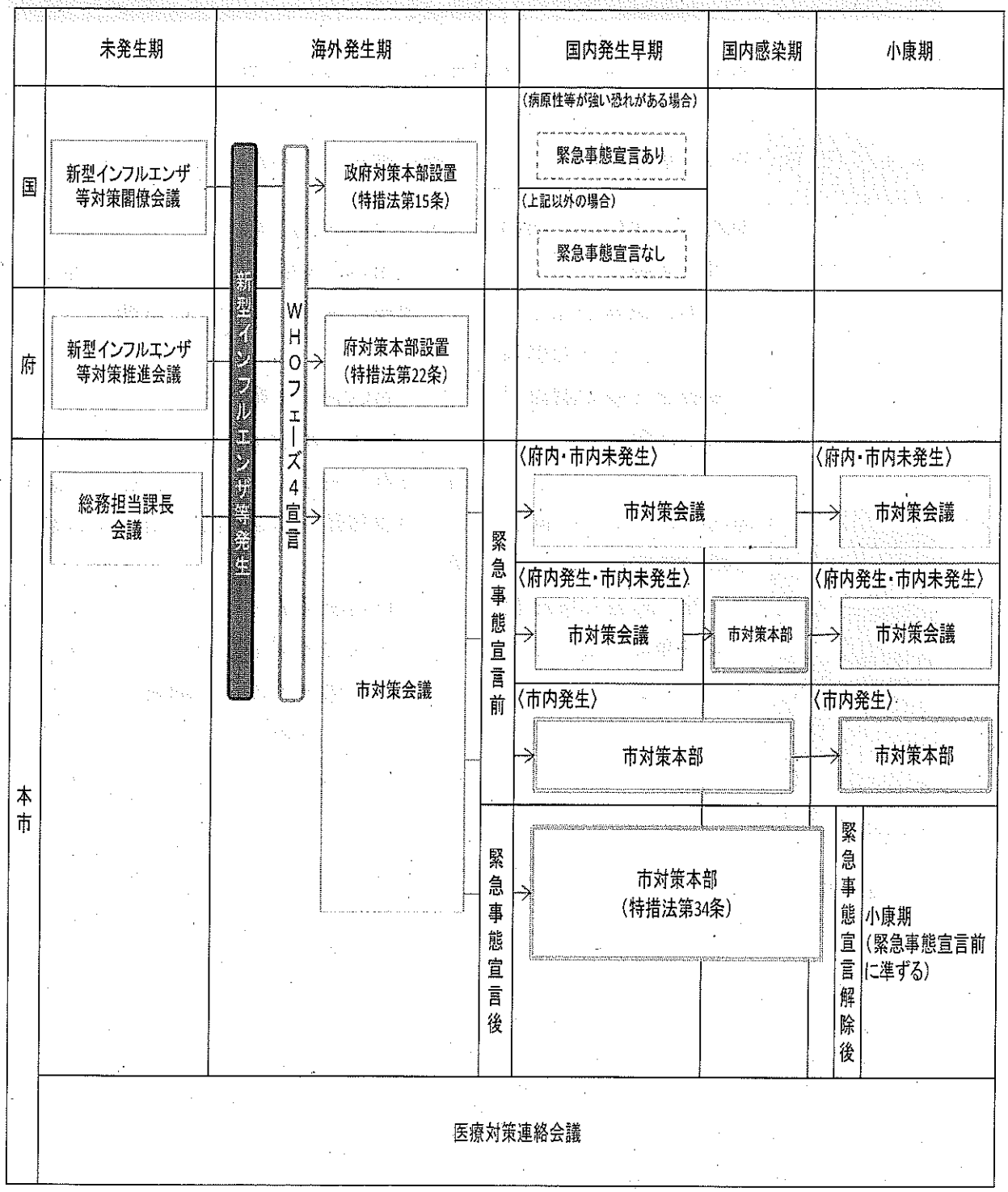

各発生段階の具体的対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小　康　期
		●新型インフルエンザ等発生 ●WHO　フェーズ4宣言			
政　府	新型インフルエンザ等対策閣僚会議 →	政府対策本部設置 →			
京都府	新型インフルエンザ等対策推進会議 →	府対策本部設置 →			
発生状況			緊急事態宣言なし / 緊急事態宣言あり	緊急事態宣言なし / 緊急事態宣言あり	緊急事態宣言あり / 緊急事態宣言なし又は解除後
府内未発生 / 市内未発生	総務担当課長会議	市対策会議	市対策会議 / 市対策本部	市対策会議 / 市対策本部	市対策本部 / 市対策会議
府内発生 / 市内発生			市対策本部 / 市対策本部	市対策本部 / 市対策本部	市対策本部 / 市対策本部
対策の目的	○発生に備えて体制の整備を行う。	○市内発生に備えた体制の確認。 ○新型インフルエンザ等の早期発見に努める。	○市内での感染拡大をできる限り抑える。 ○患者に適切な医療を提供する。 ○感染拡大に備えた体制の整備を行う。	○健康被害を最小限に抑える。 ○医療体制を維持する。 ○市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。	○市民生活及び市民経済の回復を図る。 ○流行の第二波に備える。
市の行う主な対策	○市行動計画等を踏まえ、国・府・近隣市町等との連携、対応体制、訓練の実施等の事前準備を進める。 ○新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、継続的な情報提供を行う。	○新型インフルエンザ等の海外での発生状況、特徴等に関する情報収集を行う。 ○府の要請によるサーベイランス（情報収集）に協力する。 ○市内の発生に備え、感染対策について情報提供を行い、市民にその準備を促す。	○医療体制や感染対策について周知し、個人レベルでの感染対策やとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 ○住民接種の情報提供を行い、ワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始する。 ○市内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための取組体制を整える。	○医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人レベルでのとるべき行動について積極的に情報提供をう。 ○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ○ライフライン等の事業活動をできるだけ継続する。	○情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ○第二波の可能性やその備えの必要性について市民に情報提供する。 ○流行の第二波に備え、これまでの対策の評価を行うとともに、資器材等の調達、医療体制等の早急な回復を図る。 ○第二波の流行の影響を軽減するため、住民接種を進める。
1　実施体制	ア　行動計画等の作成 イ　総務担当課長会議 ウ　連携体制	体制強化	ア　市対策会議 / イ　市対策本部	ア　市対策会議 / イ　市対策本部	イ　市対策本部 / ア　市対策会議
2　情報収集・提供	ア　情報収集 イ　市民への情報提供 ウ　相談窓口（コールセンター）設置の準備	ア　情報収集 イ　市民への情報提供 ウ　相談窓口（コールセンター）の設置	ア　情報収集 イ　市民への情報提供 ウ　市内における新型インフルエンザ等の発生時の公表 エ　相談窓口（コールセンター）の充実・強化	ア　情報収集 イ　市民への情報提供 ウ　相談窓口（コールセンター）の継続 ア　情報提供 イ　情報共有 ウ　相談窓口の体制充実・強化	ア　情報収集 イ　市民に対する情報提供 ウ　相談窓口（コールセンター）の体制の縮小
3　まん延防止に関する措置	感染対策の実施	感染対策の実施	ア　まん延防止対策 イ　まん延防止対策に対する協力 / 学校、保育所等の臨時休業や入学試験の延期等	ア　まん延防止対策 イ　まん延防止対策に係る要請への協力 / 学校、保育所等の臨時休業や入学試験の延期等	現況内容を市民へ周知
4　予防接種	ア　ワクチンの供給体制への協力 イ　予防接種 （ア）特定接種 （イ）住民接種 ウ　情報提供	ア　ワクチンに関する情報の収集等 イ　接種体制 （ア）特定接種 （イ）住民接種	ア　特定接種 イ　住民接種 （ア）住民接種の情報提供 （イ）住民接種の実施 （ウ）住民接種の留意事項 （エ）住民接種の有効性・安全性に係る調査 ウ　住民に対する予防接種の実施 エ　住民接種の広報・相談の留意点	住民接種の実施 （ア）住民接種の実施 （イ）住民接種の有効性・安全性に係る調査 住民接種の実施 （ア）住民接種の実施 （イ）住民接種の有効性・安全性に係る調査 （ウ）住民接種の実施	住民接種の実施 （ア）住民接種の実施 （イ）住民接種の有効性・安全性に係る調査 （ウ）住民接種の実施 住民接種の実施 （ア）住民接種の実施 （イ）住民接種の有効性・安全性に係る調査
5　市民生活及び地域経済の安定に関する措置	ア　業務計画作成への協力 イ　物資供給の要請への協力 ウ　新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への生活支援 エ　火葬能力等の把握 オ　物資及び資材の備蓄等	ア　事業者への対応 イ　要配慮者対策 ウ　遺体の安置・火葬の準備・検討	ア　市民・事業者への要請等に係る協力 イ　要配慮者等の対策 ウ　遺体の安置・火葬 エ　水の安定供給 オ　生活関連物資等の価格安定 カ　サービス水準に係る市民への呼びかけ キ　医薬品等緊急物資の運送要請	ア　市民・事業者への要請等に係る協力 イ　要配慮者の対策 ウ　遺体の安置・火葬 ア　市民・事業者への要請等に係る協力 イ　要配慮者等の対策 ウ　遺体の安置・火葬 エ　水の安定供給 オ　生活関連物資等の価格安定 カ　サービス水準に係る市民への呼びかけ キ　要配慮者対策 ク　埋葬・火葬の特例等	ア　業務の再開に係る周知等への協力 イ　新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等 / 市民・事業者への呼びかけ
6　医　療	ア　情報共有 イ　医療体制整備への協力	医療体制	ア　在宅で療養する患者への支援 イ　協力医療機関の一般外来への移行 ウ　その他医療提供に係る協力	ア　在宅で療養する患者への支援 イ　協力医療機関における一般外来への移行 ウ　地域における医療機関等への情報提供 エ　その他医療提供に係る協力	必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。 / 医療体制等

資料 4

亀岡市新型インフルエンザ等対策
行　動　計　画

平成２６年１０月

亀 岡 市